

国立大学法人茨城大学と株式会社フットボールクラブ水戸
ホーリーホックとの連携協力に関する協定書

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「乙」という。）は、相互の特性を生かした連携事業を推進することにより、地域社会の活性化及び両者の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携と協力により、次条の事業を推進し、水戸市及び関係地域の活性化並びに甲乙両者の一層の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携協力するものとする。

- （1）知的資源、人的資源及び物的資源の相互の活用に関すること。
- （2）人材の育成に関すること。
- （3）教育・研究に関すること。
- （4）共同で実施する事業の企画及び推進に関すること。
- （5）その他甲と乙が必要と認める事項に関すること。

（個別協議）

第3条 前条各号に掲げる事項のうち、連携協力する事業が具体的に決定したときは、連携協力の細目その他について、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙は、協定解除しようとする日の6か月前までに相手方と協議の上で、本協定を解除することができるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定書に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月3日

甲 国立大学法人茨城大学

学 長

乙 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック

代表取締役社長